

## 気になる遺族年金の生計維持要件

かつて大学の授業では、老後の問題として年金を身近に考えられない学生向けに、「今の不安への備えが、老後の年金につながる」という話をしたものだ。今の不安とは傷病や事故による障害の発生である。当時、学生の障害無年金も話題になっていた。障害年金は初診日での年金加入が要件になるから、加入漏れの注意喚起と同時に、早くからの加入が老後の年金を充実したものにするというわかりやすい話である。が、今では20歳からの職権適用や未加入者への加入勧奨、強制徴収も進み、加入漏れの問題は大きく解消された。

同時に、若い主婦向けには夫の死亡時の遺族年金の話もした。今でも、夫と妻がともに財布を持つ時代になりつつあるとはいえ、出産・育児のため、いったん退職し第3号被保険者になる人は多い。そのようなとき、しばしば夫の死亡という万が一の不安がよぎる。それが生命保険への高い加入率の理由の一つになっているのだが、公的年金には遺族年金があることの理解があれば、生命保険の商品の選び方も変わるはずだ。

最近では、共働きが増えたこともあり、遺族年金の生計維持要件のことが気になるようになった。筆者も、お世話になり、尊敬していた同世代の友人の何人かを失った。働き盛りの現職で亡くなった人もいる。その中で、遺族となった奥さんが遺族年金を受給できたかどうか気になる人が複数いる。とはいえ、「彼の年金は掛け捨てになりました」という話になりそうで、ついつい聞きそびれている。

遺族年金は、死亡した者に生計を維持されていた者に支給されるものであり、その判定基準として、年収850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められないこととされている。これは被用者年金被保険者の報酬上位10%に相当し、社会通念上著しく高額な収入であるとみなされる水準であるから、ほとんどの遺族はこの年収基準を満たして遺族年金を受給している。しかも、年収が850万円以上であっても、近い将来において定年等の事情により収入が下がることが確実に認められる者については、裁定請求時にその事情を証明する書類を添付してもらうことによって認定を行うこととしている。実際に現職で夫と死別した知人にそのようなアドバイスをしたところ、請求が認められたという返事をもらったことがある。その人の場合、たまたま前年は超過勤務が多くて850万円をわずかに超えたということだった。

そうはいうものの、年収850万円の基準自体は高すぎるのではないかという人が少なくない。筆者もその一人である。問題は裁定請求時の前年または前々年というワンポイントで裁定することだ。そこで、ワンポイントではなく死亡前の数年の平均としてはどうかという意見もあるようだが、むしろ年収基準は思い切って引き下げた上で、失権ではなく支給停止の扱いにしてはどうかと思う。今ではマイナンバーによる情報利用により、所得の確認に要する業務の制約も軽減されたから実行可能でないか。ただし、その場合は、在職老齢年金と同様に、就業意欲を損なうのではないかという議論にもなりそうで、工夫が必要なのかも知れない。

山崎 泰彦 (やまさき・やすひこ) 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

昭和20年生まれ。専門は社会保障の制度・政策論。社会保障研究所研究員、上智大学教授、神奈川県立保健福祉大学教授等を経て、平成23年より現職。公職として、社会保障制度改革国民会議委員、社会保障審議会委員等を歴任し、現在、社会保障制度改革推進会議委員、共済組合連盟会長などを務める。

